

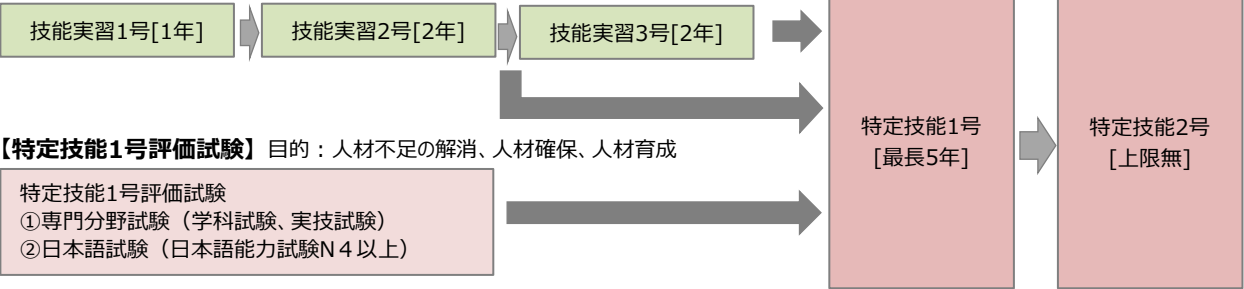
建設業（建築・土木）で就労できる主な在留資格と業務

日本において在留資格は「29種類」あり、そのうち就労可能な在留資格は「19種類」です。（出入国在留管理庁）
現在、建設・土木分野で就労する海外人材は、主に以下の3つの在留資格です。

在留資格	建設業の就労先	業務内容	在留期間／転籍他	給与他	
就労ビザ （専門的・技術分野） ・技術・人文知識・国際業務のうち「技術」 [学歴] 大学、短大、専門学校卒 [就労までの目安] 10ヶ月～1年	○ゼネコン（建築、土木） ・大手中堅ゼネコン ・地場ゼネコン ・マリコン ○サブコン ・電気、空調、設備 他 ○設計事務所 ○住宅メーカー、ビルダー ○工務店 ○その他 鉄鋼、地盤、大規模解体 他	・施工管理者及び補助（施工管理者候補） ・設計 ・CAD、BIM ・管理者（特に外国人現場員の管理、教育他） ※高い専門性や知識を必要とする 《取得可能な国家資格等》 ・施工管理技士 ・専門分野の施工管理技士（電気、土木 他） ・測量士、測量士補 ・運転免許証 他	○在留期限特に決まりなし ・初回申請時：1年、3年、5年 ・更新可能（何回でも） ○転籍可能 ○家族の帯同可	・基本的には日本人と同等の処遇	CNで紹介できる人材です
技能実習 （1号、2号3号） ➡「育成就労制度」に移行予定(2027年目途) [学歴] 高校卒業程度 [就労までの目安] 4ヶ月～6ヶ月	○中小零細専門工事業 ・ゼネコンの協力業者 ・工務店、ビルダー ○ゼネコン、工務店の直備工 ○建築資材販売会社 他	・現場における作業員 ※現の制度では、「技能の移転」を目的としている [建設対象：22職種、33作業] 板金、型枠大工、建築大工、鉄筋、内装仕上げ、サッシ、建築機械施工 他	○最長5年 ・1号1年、2号2年、3号2年 ・2号修了時に特定技能への変更可能 ※技能実習は基本的に転籍不可	・最低賃金以上であること（高卒者の初任給程度） ※監理団体との契約が必要	建設関連に実績のある「監理団体」及び「登録支援機構等」のご紹介が可能です
特定技能 （1号、2号） [学歴] ・技能実習修了者 ・特定技能1号評価試験合格者 [就労までの目安] 4ヶ月～6ヶ月		・一定の技術レベルを持つ作業員等 [建設業務18区分] 型枠、建築大工、鉄筋、建築板金、配管、内装仕上げ 土工、建築機械施工 他	○1号通算上限5年 ○2号在留期間に上限なし ・1号経験者のステップアップ ・家族の帯同可（2号のみ） ※1号、2号共に転籍可	・日本人と同等またはそれ以上（職種、経験が同じ日本人） ※登録支援機構「建設技能人材機構(JAC)」加入が必要	

■「技能実習」と「特定技能」の関係 ○各在留資格からの移行、変更にはそれぞれ要件や試験があります

【技能実習からの移行】 目的：日本の持つ技能の移転



■ 建設業における外国人雇用の状況 ※厚生労働省資料より(令和6年10月)

【建設業の外国人労働者数】 177,902人 内、ベトナム人69,995人

[専門的技術分野] 37,272人（内、技人国16,161人）
[特定技能] 19,470人
[技能実習] 107,229人

※3つの在留資格におけるベトナム人就労者数は不明

[特定活動] 10,060人 インターンシップ、ワーキングホリデー、就職活動 他